

令和2年8月28日

第1回補助金等審議会資料 6-1

伊予市補助金等交付規則(案)

令和 年 月 日規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、市が交付する補助金等について、その交付手続等について基本的事項を定めることにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、交付金、助成金、奨励金又はこれに類するものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(交付の要件)

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認めた補助事業等の遂行に対して、予算の範囲内において、その必要な経費の全部又は一部について交付する。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付目的に従い、誠実かつ適正に補助事業等を行うように努めなければならない。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付を受けようとするときは、その実績を証する書類を添えることをもって、同項各号に定める書類に代えることができる。

(補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、速やかに補助金等の交付に係る可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、指示又は条件を付することができる。

(交付の決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付に係る可否を決定したときは、速やかに申請者に対し、補助金等交付決定・却下通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に関し補助金等の交付に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内(市長が別に期日を定めたときは、その期日まで)に、文書をもって当該申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業等の変更等)

第9条 第7条の規定により補助金等の交付の決定を受けたものは、補助事業等の内容、事業費、財源、事業期間等の変更が生じたとき(市長が定める軽微な変更を除く。)は、補助金等変更承認申請書(様式第5号)により、補助事業等を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第6号)により、市長の承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条に規定する補助事業等の変更、中止(廃止)に係る承認申請を提出されたときは、これを審査し承認の可否を決定し、補助事業者に通知する。

(1) 補助事業等の変更の場合は、補助金等変更承認・却下通知書(様式第 7 号)により通知する。

(2) 補助事業等の中止又は廃止の場合は、補助事業等中止(廃止)承認・却下通知書(様式第 8 号)により通知する。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、市長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行命令)

第 12 条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を行うべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、市長が指定する期日までに補助事業等実績報告書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添えて市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。補助金等の交付決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 事業報告書(様式第 10 号)

(2) 収支決算書(様式第 11 号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付の申請をした場合の補助金等については、前項の規定にかかわらず、同項の報告は要しないものとする。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条第 1 項に規定する書類を受理した場合は、当該実績報告等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第 12 号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者
に命ずることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

（補助金等の交付時期）

第 16 条 市長は、第 14 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2）補助金等を他の用途に使用したとき。

（3）その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 14 条の規定に基づく補助金等の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、当該補助事業者に対し、補助金等返還命令書（様式第 14 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその

額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（取得財産の処分）

第 19 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が承認した場合は、この限りでない。

（帳簿等の整備）

第 20 条 補助事業者は、補助事業等の施行に関する証拠書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の証拠書類、帳簿等を補助事業等が終了した後5年間は、保存しなければならない。

（検査等）

第 21 条 市長は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員に係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（委任）

第 22 条 この規則の施行について必要な事項は、別に市長が認める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。